

# 公共工事の中間前金払に関する「Q & A」

令和5年3月8日

## Q1 中間前金払とは何ですか？

【A1】建設工事におきましては、現在、契約金額の10分の4以内を前金払として支払っていますが、それに加えて施工の中間時期以降に10分の2以内を支払うことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金を円滑かつ速やかに支払うことで、建設業者の資金需要に対応するものです。

## Q2 中間前金払の対象となる工事は？

【A2】中間前金払の対象工事は、1件の契約金額が500万円（業務委託を除く。）以上の工事で、当初の前金払を受領していることが必要です。

## Q3 中間前金払制度のメリットは何ですか？

【A3】

部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べて検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

なお、請求時に保証事業会社の保証証書が必要になりますが、当初の前金払に比べて保証料が大変低廉（保証料率0.065%）になっています。

## Q4 中間前金払を請求できる要件は何ですか？

【A4】次の全ての要件を満たしていることが必要であり、請求する前にその認定（Q6参照）を受けることが必要です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

## Q5 工程表に比べ作業が遅れているが、中間前金払の請求はできますか？

【A5】中間前金払の請求はできます。上記「A4」の要件を満たしていれば、請求することができます。

## Q6 工事現場等に搬入された検査済の材料等は、その額を経費に加算することはできますか？

【A6】できます。上記「A4③」の経費に加算して認定請求書を提出してください。

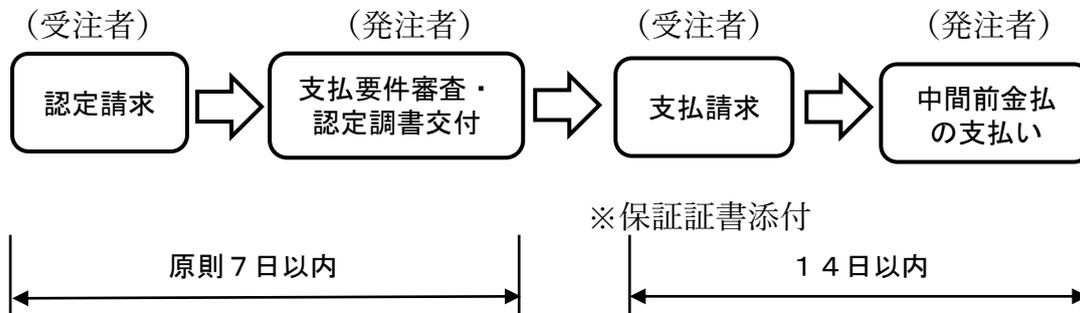
## Q7 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

【A7】中間前金払認定請求書（別記様式第1号）に工事の進捗率を示す書類（工事旬報、工事工程表等）を添えて、原則として監督職員に提出してください。

## Q8 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

【A 8】中間前金払にかかる認定の請求があった場合、発注者は直ちに認定要件の審査を行い、要件を満たしているときは、原則として認定請求書を受理した日から7日以内に中間前金払認定調書（別記様式第2号）を交付することとします。

また、中間前金払は支払請求書を受理した日から14日以内に支払いします。



Q 9 中間前金払の支払請求の時期と提出書類はどうなっていますか？

【A 9】中間前金払の認定請求を行い、発注者から中間前金払認定調書（別記様式第2号）が交付された後、保証事業会社と保証契約を締結した上で、中間前金払請求書に保証証書を添付して建設課に提出してください。

Q10 請負契約が変更（増額・減額）されていた場合、中間前金払はどうなりますか？

【A10】中間前金払は、契約金額の20%以内で、かつ前金払（中間前金払を含む。）の支払総額が60%を超えないこととなっています。

① 増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前金払＞変更後の契約金額×20%」となりますので、「変更後の契約金額×20%」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円  
 $12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$   
 $(3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円})$   
 ⇒ 中間前払金請求可能額：2,400,000 円

② 減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前金払＜変更後の契約金額×20%」となりますので、「変更後の契約金額×60%－受領済みの前金払」が中間前金払の額となります。注釈

(例) 契約金額 1,000 万円、減額変更 200 万円、前払金 400 万円  
 $8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$   
 $(800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円})$   
 ⇒ 中間前払金請求可能額：800,000 円  
 ただし、減額変更に応じた前払金 800,000 円が返還されている場合は、中間前払金請求可能額は 1,600,000 円となります。

Q11 契約変更により工期が延長されていた場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

【A11】 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q12 当初契約時の契約金額が500万円未満であった工事が、契約変更により契約金額が500万円以上となった場合の取扱はどうなりますか？

【A12】 当初契約時の契約金額が500万円未満であった工事については、その後の増額変更により契約金額が500万円以上となっても中間前金払の対象としません。

なお、当初契約時に契約金額が500万円以上であった工事については、その後の減額変更契約により契約金額が500万円未満となった場合でも中間前金払の対象とします。

Q13 「部分払」との関係はどうなりますか？

【A13】 中間前金払と部分払は併用できません。契約する際に、当初の前金払以降の支払いについて、中間前金払と部分払のいずれかを受注者が選択していただきます。

ただし、複数年度にまたがる中間前払金対象工事については、各年度における当該工事の出来高部分に応じ、中間前金払を受けていても年度ごとの精算に係る部分払（最終年度を除く。）を当該年度末に請求することができます。